

のいちなり、穴一さて此戲錢をもてうつことは意錢セウチの名にも似つかはし、江戸にても木櫃子を用ひし也、故にむくく、疋ひとも、むくろんげとも云り、明和の初の川柳點、むくろんげおぶつてするが上手なり、近頃は瓦にて作れる小き面がた、又は紋盡しなどを用ゆ、めんめてう、紋打めなど云り、

## 〔守貞漫稿二十八〕穴市

ア。ナ。イ。チ。バ。ア。ナ。ウ。チ。ノ。訛。也。穴。打。ヲ。本。ト。ス。京。坂。ノ。兒。童。行。之。今。世。ハ。錢。ヲ。用。ヒ。ズ。藥。子。或。ハ。ゼ。バ。ガ。イ。ヲ。以。テ。ス。ゼ。バ。貝。江。戸。ニ。テ。キ。シ。ヤ。ゴ。ト。號。ク。小。螺。也。

壁或ハ塀ノ下ニ、亘リ二三寸ノ半圓形ヲ地ニ穿テ、三四尺前ニ一系ヲ引キ、コ、ニ立テ藥子及ゼゼ貝ヲ投ゲ入レ、穴中ニ納ムヲ勝トシ、若一二粒ニテモ穴外ニ出ルモノハ、別ノ藥子錢貝ヲ以テ打當之ヲ勝トシ、打過ルヲ負トスルノ戲ナレドモ、右ノ藥子ゼバガイトモニ賭物トスル故ニ官禁アリ、藥子ハ皮ヲ去リ黒子ヲ用フ、號テツブト云、粒也、皮ヲ未去物ヲムクロジト云、手玉ニハ用之、又京坂ノ小兒錢ヲゼバト云、是ニ用フ、小蝶代錢ノ意ニテ、ゼバガイト云、ナラン、略中、右ノアナイチヲ、今世ノ小兒ハカボイレノ戲ト云、

今世ノ兒童ノ、アナイチト云ハ、地上ニ横二系ヲ引ク、二系ノ間三四尺也、下系ノ下ニ立テ上系ノ上ニ、ツブ及ビゼバ、貝ヲ投散シ、同物一粒ヲ以テ打當ルヲ勝トス、一粒ヲ以テ當ル料ヲ玉ト云、此玉ニ用フツブニハ、内ヲ空ニシ鉛ヲ納ルモノアリ、ゼバ貝ニハ無之、

## 〔諸事留〕天保三辰年十月廿二日

一土ニ而面形又は紋杯を作り、彩色いたし候、子供翫之品を以、小兒共集り、右品を投當り候者之勝ニ相成勝負致候由、錢ニ而取遣り不致候共、勝負之筋者同前ニ而幼年之者共、風俗にも抱り、不

宜儀ニ付、以來右體之儀爲致申間敷候、略中、  
右之通被仰渡奉畏候、仍如件、